

# 児童発達支援センターの取組

## (児童発達支援センターの機能強化による地域支援体制の充実)

### 事業概要

#### 【児童発達支援センターとは】

児童発達支援センター(以下、「センター」という。)は、障がい・特性のある子どもの支援に関する地域の中核的役割を担う機関として、児童福祉法において位置づけられた施設です。

センターでは、未就学児に対する通所支援(児童発達支援)を提供するほか、高度な専門性に基づき、地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション(助言・指導等)や、インクルージョン(地域社会への参加・包容)の推進等の役割を担っています。

#### 【児童発達支援センターを中心とした支援体制強化の取組】

守口市では、センターが中心となり、地域の事業所とも連携・協力しながら、子どもの育ちの保障、家族の不安軽減、地域における支援の質の向上等に取り組む事業を行っています。

### 主な取組内容

#### 【地域の事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)のサポート】

##### ・施設への訪問支援等(スーパーバイズ・コンサルテーション事業)

専門性の高いセンター職員が市内の事業所へ専門的な助言・指導(スーパーバイズ)を行うほか、地域のネットワーク作りのサポートに取り組みます。

また、事業所からの見学・相談にも対応しています。

##### ・事業所職員向け研修

市内の事業所を対象として、直接支援の業務に従事する職員の方向けに、支援の質の底上げに向けた研修を実施します。

#### 【子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園、学校、児童クラブ等)のサポート】

施設からの依頼を受けて訪問し、連携します。支援方法や対応について助言・援助を行う等、地域のインクルージョン推進に取り組めます。(インクルージョン推進事業)

#### <具体的なサポート例>

「障がい・特性等のある子どもへの関わり方を相談したい」

施設へ訪問し、施設側の困りごとを聞き取り・支援の現場で行動観察・分析し、課題解決に向け、助言・指導を行います。実践後に再度訪問し、行動観察・聞き取りを行った後に施設職員と振り返りを行います。

「職員のスキルアップのためアドバイスを受けたい」

障がい・特性等への専門的な支援に関するアドバイス(支援方法の提案、クラス的环境作り等)や、サポートを行います。

## 子どもの発達に悩み・不安があるご家族への支援

### 【保育所等訪問支援】

保育所等訪問支援は、平成 24 年に創設された「児童福祉法」に基づく事業です。

地域におけるインクルージョン推進の取り組みの一つとして、専門知識を有する訪問支援員がこども園、幼稚園、保育園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行うものです。

#### ＜ご家族からの相談例＞

- ・お友達と上手に遊べない
- ・学習がついていけるか心配
- ・活動や行事への参加が難しい
- ・落ち着きがなく、座ってられない……など

#### ＜保育所等訪問支援の主な流れ＞

- ①まずは、電話や来所等で担当者が保護者様にお子様の状況をお聞きします。
- ②保護者様同意のもと、お子様の所属先(保育所等)へ聞き取り、連携依頼をします。
- ③保護者様により給付申請、受給者証の交付、保育所等訪問支援契約
- ④個別支援計画を作成後、検討会議(保護者様、保育所等の担任の先生、訪問支援担当者)
- ⑤訪問支援開始

#### ＜支援回数＞

・対象児の状況によって異なりますが、平均 1 か月に1～2 回程度の頻度で 3 カ月を目途に振り返りを行い、継続の有無を保護者や訪問先にご相談します。

ご利用には通所受給者証が必要です。

### 【相談支援事業】

・子どもの発達や行動に困った時、福祉サービスの利用について知りたい時など、相談支援専門員が対応します。

### 【小集団療育的支援】

・地域の認定こども園等に通う、集団の中で困りごとや気になることがある児童を対象に、親子参加型のグループ療育を実施しています。

療育の中で助言を行うとともに、必要に応じて療育施設通所に繋がるよう支援しています。

## 児童発達支援センターの相談窓口

センターへのご相談・サポートを希望される方(ご家族・施設等)は、センターまで直接ご連絡ください。

守口市立児童発達支援センター

守口市寺方本通 3-1-20

電話:06-6996-0050 FAX:06-6996-0010

<https://www.compass-mitsuba.com/facility/32450>